

越前町交通安全条例

10月1日から「越前町交通安全条例」が施行されました。
この条例の目的は、交通安全に関する基本理念を定め、
交通事故のないまちづくりの推進と安全で快適な生活を実現することです。

◆ 町の責務

- 町民の交通安全に対する意識の高揚を図ること。
- 交通安全を確保するため、関係機関などと、総合的かつ計画的な交通安全対策の実施に努めること。

- 町および関係機関などが行う施策に協力し交通安全に努めること。

◆ 町民の責務

- 日常生活を通じて自主的かつ積極的に交通安全に対する意識および交通マナーの向上に努めること。
- 町および関係機関などが行う施策に協力し交通安全に努めること。

◆ 事業者の責務

- 事業で使う車両の運転者に対して、交通安全意識の啓発を図ること。



交通安全広告塔

◆ 良好な道路交通環境の確保

- 良好な道路交通環境を確保するため、必要に応じて交通安全施設の整備を行ったり、関係機関などに協力を求めます。

◆ 交通安全教育の推進など

- 町民の交通安全教育を推進し、交通安全に対する意識の高揚に努めていきます。



交通安全教室で横断歩道の渡り方を学ぶ子どもたち

◆ 協議会の設置など

- 交通事故防止を推進するため、交通事故防止対策協議会を設置し、交通事故防止に関する施策など調査・審議します。

◆ 飲酒運転の追放

- 家庭・職場などでも、飲酒運転追放のための活動を自ら実践するよう努めましょう。
- 酒類を提供する飲食店などは、飲酒した客が車両を運転しないよう確認し、飲酒運転防止に努めましょう。
- 町は飲酒運転の追放に関する啓発に努めます。

◆ 広報啓発の実施および情報の提供

- 町民に対し、交通安全に関する広報啓発活動を積極的に行い、交通事故に関する情報などを提供します。



「とまれ」や「足形」のペイントで、交通安全啓発

◆ 交通死亡事故など発生時の措置

- 交通死亡事故が連続して発生したり、特定の区間や地域に集中して発生した場合は、関係機関などと連携して総合的な交通事故防止対策を実施します。

